

令和元年9月橋本市議会定例会会議録（第1号）その2
令和元年9月2日（月）

（午前9時32分 開議）

○議長（土井裕美子君）ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより令和元年9月橋本市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（土井裕美子君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、令和元年8月23日付、橋総第241号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案39件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社から、平成30年度事業報告書・決算報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

次に、監査委員から、令和元年8月21日付、橋監委第22号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から、令和元年8月29日付、橋総第248号をもって、市長専決処分事項の報告、同じく令和元年8月22日付、橋財第49号をもって、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、令和元年6月10日から9月1日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番 南出さん、15番 堀内さんの2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（土井裕美子君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議ありませんので、会期は本日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和元年度橋本市一般会計補正予算（第3号））から、日程第41 議案第25号 市道路線の認定について までの39件

○議長（土井裕美子君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和元年度橋本市一般会計補正予算（第3号））から、日程第41 議案第25号 市道路線の認定について までの39件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。本日、9月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私ご多用のところご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日より9月25日まで24日間にわたりますて、ご提案しました議案につきまして、ご審議よろしくお願いを申し上げます。

まず、先日も九州北部地域において記録的な大雨となり、住宅や道路など広い範囲で冠水し、大きな被害が出ています。亡くなられた皆さまには心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた地域の皆さまには心よりお見舞い申し上げ、早期の復旧、復興を願っています。

橋本市においても、大型の台風10号が接近した際には、警戒2号体制を配備し、避難所の開設と避難準備・高齢者等避難開始を市内全域に発令、また、一部地域については避難勧告を発令しました。

幸いにも大事には至りませんでした。台風だけでなく、線状降水帯の発生による大雨や、集中豪雨、局地的大雨など、最近の気象状況は多様化しており、継続的な情報収集や防災対策が重要であると考えています。

本市においては、平成19年から毎月初めに、職員危機管理意識高揚訓練を行っており、管理職等が参集訓練をし、特別職や部長、部次長が危機管理に係る訓示を行うことを継続しております。9月1日は防災の日ということもあり、本日は私が訓示を行いました。

これまでの教訓を生かし、いつ起こるかわからない地震や風水害に対し、常に高い危機管理意識を持ち、今後も継続してハード・ソフト両面での備えを整えてまいります。

次に、8月3日、紀の川サマーボール2019

が、南馬場緑地広場で市内外から約5万人の観客が訪れる中、盛大に開催されました。

真夏の猛暑の時期でありましたが、夕方には吹く風も心地よく、ステージイベントや浴衣コンテストなどを多くの人に楽しんでいただき、また、花火大会では、1尺玉を含む6,000発の花火が見事に夜空を彩り、観客から大きな拍手が起きました。

実行委員会をはじめとする関係者の皆さん、ご協賛いただきました企業や市民の方々に心から感謝を申し上げます。また、議員の皆さまにも大変お力添えをいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

また、本市では、市民と行政が協働して、地域全体で支え合える元気なまちづくりを推進しているところです。

このたび、「市民と市長の『輝けはしもとトーク』」と題し、市内に在住、在勤、在学する人で構成する団体や市民グループと私が対話をし、直接市民の皆さんから意見や提案を聞かせていただく機会を設けました。市民や地域の皆さんの声をより届けていただきやすいよう、団体やグループの皆さんが参加しやすい日時を調整し、10人程度の少人数で開催することとしています。

いただいた意見や提案については、市政の参考とさせていただくとともに、来ていただいた皆さんが意見交換の後、それぞれの家庭や地域において、さらに行政やまちづくりの関心を深めていただくことを期待しています。

それでは、9月市議会定例会に提案する議案につきましてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件1件のほか、平成30年度橋本市一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定案件が13件、令和元年度橋本市一般会計、各特別会計及び企業会計の補正予算案件が10件、条例案件が12件、その他の案件として市道路線の廃止、変

更及び認定がそれぞれ1件、合計39件を提案させていただきます。

まず、承認第1号は、令和元年度橋本市一般会計補正予算（第3号）でございます。7月25日に発生した集中豪雨による農地農業用施設及び公共土木施設災害復旧経費について、緊急的に必要とする簡易測量手数料や修繕料、災害復旧工事費などを経費として、総額1,058万6,000円を、令和元年7月26日に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号から認定第13号までは、平成30年度の一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算であり、平成30年度各会計歳入歳出決算書を提出させていただきました。

認定第1号の平成30年度橋本市一般会計決算についてでございますが、歳入総額が256億2,202万9,053円、歳出総額が249億7,399万3,892円で、歳入歳出を差し引いた額から翌年度への繰越事業の財源6,405万8,000円を除きますと、差し引き実質収支額といたしましては、5億8,397万7,161円の黒字となります。

また、認定第2号から認定第11号までは、特別会計の決算であり、全ての特別会計が黒字となっております。

続きまして、認定第12号と認定第13号は企業会計の決算でございます。

まず、認定第12号の平成30年度橋本市水道事業会計の決算でございますが、年間有収水量が前年度より7万9,589㎡減少し、給水収益は前年度より1,064万1,799円の減少となりました。また、長期前受金戻入も前年度より6,543万8,331円の減少となりました。この結果、水道事業収益は前年度より5,765万8,099円減の17億1,096万3,962円を計上いたしました。

一方、費用面においては、人件費や資産減耗費などが減少したため、受託料や減価償却費、修繕費などの増加により、前年度に比べ1,802万6,422円増加し、水道事業費用は16億3,662万2,858円を計上いたしました。この結果、当年度純利益として7,434万1,104円を計上いたしました。

認定第13号は、平成30年度橋本市病院事業会計の決算でございますが、1日平均入院患者数は、前年度に比べ4.4人増加し、入院診療単価も前年度に比べ730円増加となり、入院収益で1億4,954万5,816円の増収となりました。外来収益についても増収となり、病院事業収益は前年度に比べ、1億6,836万1,505円の増収となる77億8,061万3,279円を計上いたしました。

一方、費用面において、電子カルテシステムの償却が終了したため、減価償却費が減額し、委託料や修繕費などの経費も減額となりましたが、看護師・事務職員等の増員に伴い、給与費が増加となりました。また、高額医療費の使用や入院患者数の増加に伴い材料費についても増加となり、病院事業費用は前年度に比べ1億6,372万1,831円の増額となる77億6,427万6,016円を計上いたしました。この結果、当年度純利益として1,633万7,263円を計上いたしました。

以上が、平成30年度の各会計決算の概要でございます。

なお、決算状況につきましては、各会計歳入歳出決算書のほか、監査委員の決算審査意見書及び主要施策成果報告書をあわせて提出させていただきましたので、ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、平成30年度決算に関係して、本市の財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。「健全化判断比率及び資金不足比率の報

告について」をご覧くださいますようお願いいたします。

まず、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字決算とならないため、前年度同様、数値として現れてまいりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市は13.3%となり、平成29年度の13.1%と比較すると0.2%悪化しています。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、本市は109.5%となり、平成29年度の120.6%と比較すると、11.1%改善しています。これは、地方債現在高が減少したことや、財政健全化計画の効果などにより、財政調整基金が増加したことなどが主な要因となっております。

続きまして、資金不足比率についてですが、この資金不足比率は、公営企業会計だけに提要される比率であり、本市の場合、対象となる特別会計及び企業会計において、資金不足の状況となっていないため、比率として数値に現れません。

なお、平成30年度の決算では、将来負担比率が改善しましたが、実質公債費比率が悪化し、他市の数値と比較いたしましても依然として厳しい財政状況にあり、今後も歳入の確保と経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、議案第1号から議案第10号までは、令和元年度一般会計、各特別会計及び企業会計の補正予算でございます。

今回の補正額は、一般会計で690万6,000円、国民健康保険特別会計など、特別会計で1億3,088万8,000円、企業会計で5,484万4,000円、全会計での補正総額といたしまして、1億

9,263万8,000円でございます。

まず、議案第1号は、令和元年度橋本市一般会計補正予算（第4号）でございます。

主なものをご説明申し上げますと、総務費の電算管理運営に要する経費では、個人番号カードを活用した自治体ポイントの利用に必要な環境を整備するための経費37万3,000円を予算計上いたしました。

また、農林水産業費の農業振興に要する経費では、高野山麓精進野菜として決定された野菜を販売するため、ロゴマークの作成や販売用のロゴシールを作成するための経費31万4,000円を予算計上いたしました。

次に、商工費のブランドアドバイザー事業に要する経費では、アジアでのヘラブナ釣り人口の底上げなどを目的とし、市・紀州製竿組合・各釣り具メーカー・DMOが連携してアジアヘラブナサミットを開催するための経費33万円を予算計上いたしました。

土木費の住宅耐震化促進事業に要する経費では、住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金及び木造住宅耐震化促進事業費補助金を活用した、耐震補強設備と耐震改修工事の総合的な実施補助金など2,009万2,000円を予算計上いたしました。

また、教育費の小学校建設に要する経費及び中学校建設に要する経費では、学校施設環境改善交付金を活用し、トイレの洋式化率の低い紀見小学校及び紀見北中学校のトイレを改修するための設計委託料282万8,000円を予算計上いたしました。

次に、債務負担行為の設定の主なものではありますが、生活系ごみ収集運搬委託のため、限度額を3億3,012万1,000円とし、令和元年度から令和3年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第2号から議案第8号までは、各特別会計及び各企業会計の補正予算

でございます。

主なものをご説明いたしますと、各特別会計において機構改革に伴い人件費を補正計上するとともに、議案第6号 令和元年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第2号)では、介護給付費負担金などの国県等への返還金9,332万1,000円を予算計上し、議案第8号 令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)では、あやの台北部用地整備事業に係る収穫樹の伐採のための補償費799万5,000円を予算計上いたしました。

次に、議案第9号 橋本市水道事業会計補正予算(第1号)では、修繕費支弁基準の運用により、収益的支出の修繕費1,718万3,000円を減額し、資本的支出に組みかえるとともに、恋野橋水道管移設工事の施工に伴う橋梁添架負担金471万1,000円を計上し、拡張費として取水施設及び橋本市浄水場管理棟の耐震補強詳細設計業務委託料3,423万2,000円を計上いたしました。

また、議案第10号 橋本市病院事業会計補正予算(第2号)では、収益的支出において、電話対応業務委託として29万1,000円を、看護補助業務派遣手数料として799万9,000円を、CRE保菌検査手数料として761万1,000円を計上いたしました。

また、債務負担行為の設定といたしましては、白衣賃借料について、限度額を3,931万9,000円とし、令和5年度までの期間を定め、カーテン賃貸料について、限度額を646万8,000円とし、令和6年度までの期間を定め、建物総合管理業務委託として、限度額を9億4,435万円とし令和6年度までの期間を定め、検体検査業務委託について、限度額を8億9,892万2,000円とし、令和6年度までの期間を定めるものでございます。

議案第11号は、橋本市教育基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、教育基金のうち「堀畑光久ひかり基金」について、寄附者である堀畑光久氏より「野球場建設にこだわらず、児童・生徒の文化及びスポーツ活動の支援に有意義に活用してほしい」との申し出がありましたので、寄附者の意向に沿って、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の欠格条項の一部が削除されることから、関係条例5本について所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、人口減少等による本市消防団員数の減少の状況から、団員確保のため、団員の定年の取り扱いについて改正するものでございます。

また、あわせて、欠格条項、費用弁償等についても所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号の橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第17号の橋本市飲料

水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも水道法が改正され、指定業者に対し5年ごとの更新制が導入されることに伴い、更新手数料の新設及び新規登録手数料の改正を行うものでございます。

また、あわせて、水道法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号は、橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号の橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第22号の橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号の市道路線の廃止、議案第24号の市道路線の変更、議案第25号の市道路線の認定につきましては、いずれも橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業に伴うものでございます。

議案第23号の市道路線の廃止につきましては、市道路線の8路線を全部廃止、また4路

線の一部を廃止するものでございます。

議案第24号の市道路線の変更につきましては、市道路線の1路線を変更するものでございます。

議案第25号の市道路線の認定につきましては、15路線を新たに認定するものでございます。

以上、承認1件、認定13件、議案25件、計39件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明9月3日から9月8日までの6日間は議案調査等のため休会とし、9月9日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時00分 散会）